特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット

ガバナンス・コンプライアンス基本規程

第1章　総則

（目的）

第 1 条 本規程は、特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット（以下「当法人」という）が、法令、定款、および社会的規範を遵守し、透明性の高い組織運営を行うための基本事項を定めることを目的とする。

（行動指針）

第 2 条 役職員は、当法人の理念に基づき、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

1. 法令、定款および内部規程の遵守
2. 利益相反の防止と適切な管理
3. 情報の公開と透明性の確保

第 2 章 ガバナンス体制

（理事会の役割）

第 3 条 理事会は、当法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督する。

2. 理事会は、少なくとも年 3 回以上開催し、議事録を適切に作成・保管しなければならない。

（監事の権限と義務）

第 4 条 監事は、理事の職務の執行および当法人の財産状況を監査する。

2. 監事は、不正の疑いがある場合、理事会に出席して意見を述べ、または報告を求めることができる。

第 3 章　コンプライアンスの推進

（コンプライアンス責任者）

第 5 条　当法人にコンプライアンスを担当する理事（本規程において「コンプライアンス責任者」という）を置く。コンプライアンス責任者は、理事の中から理事会の互選で定める。ただし、理事長たる理事をコンプライアンス責任者に選定することはできない。

2. コンプライアンス責任者は、内部不正の防止、教育、および是正措置の責任を負う。

（コンプライアンス委員会の設置）

第 6 条　当法人は、コンプライアンス体制の維持および向上を図るため、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2　委員会は、コンプライアンス責任者を委員長とし、理事長が指名する役職員数名の委員もって構成する。

3　委員会は、次に掲げる事項を所管する。

（1）　コンプライアンスに関する基本方針および計画の策定
（2）　内部通報等に基づく事実関係の調査及び是正措置の検討
（3）　役職員に対する教育・研修の実施
（4）　その他、コンプライアンスの推進に必要と認められる事項

4　委員会は、必要に応じて監事の出席を求めることができる。また、専門的な知見が必要な場合は、外部の専門家（弁護士等）の意見を聴取することができる。

（利益相反の防止）

第 7 条　役職員は、当法人と自己または第三者の利益が相反する取引を行う場合、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

（反社会的勢力との関係遮断）

第 8 条　当法人は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては組織的に対応し、断固としてその要求を拒絶する。

第 4 章 情報管理と公開

（情報公開）

第 9 条 当法人は、特定非営利活動促進法に基づき、事業報告書、計算書類等を適切に作成し、所轄庁への提出および備え置きを行う。

（個人情報の保護）

第１０条 役職員は、業務上知り得た個人情報を適切に管理し、情報収集の目的以外の目的に使用してはならない。

第 5 章 通報・相談窓口

（内部通報制度）

第１１条 役職員は、法令違反または不正行為を発見した場合、コンプライアンス責任者又は監事へ通報することができる。

2. 当法人は、通報者に対して通報を理由とした不利益な取り扱いを一切行ってはならない。

第 6 章 雑則

（改廃）

第１２条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附則 本規程は、令和 8 年 6 月 1 日より施行する。